

令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務  
受託者公募に関する説明書

公告日 令和8年5月28日

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県営業戦略部観光誘客課 国内誘客グループ  
電話 029-301-3632  
FAX 029-301-3608  
メール kokusaikankol@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務委託

(2) 業務の目的

近年、ペット関連市場の規模が拡大し、ペット同伴旅行の需要も増大している。本県では、電源地域を含む海岸線を中心としたエリアにおいて、愛犬家層を対象とした誘客プロモーションを実施し、誘客につなげるための訴求ポイントや訴求力を高める戦略等についてマーケティング調査を実施する。

また、ペットツーリズムにおける本県の認知及びイメージ向上を図るため、ペット愛好家向けのメディアによる情報発信を行い、本県への誘客を促進する。

なお、本事業で想定するペットは犬を原則とする。

また、本事業は「電源地域産業育成支援補助金」を活用した観光産業育成支援のための事業である。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(5) 見積限度額

4,268,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者で

ないこと。

#### 4 企画提案書の提出について

##### (1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第2号）
- ③ 企画書（任意様式）
- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要

##### (2) 提出部数

- ①、②及び⑤については、1部提出すること。
- ③、④については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。（カバー等は取り付けないこと）

##### (3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和8年6月11日（木）午後5時（必着）
- ② 提出先 1 担当部局と同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送

#### 5 プレゼンテーション

実施しない

#### 6 業務委託者の選定

##### (1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書を（2）の評価項目に基づき、審査した上で決定する。

##### (2) 企画提案内容を審査するための評価項目

法人の概要及び実績	安定的かつ持続的に事業を実施できるか。
	類似事業の実績は十分か。
企画力	業務の目的、内容について十分に理解し、仕様書に示した要件を満たしているか。
	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
遂行能力	実施体制が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
その他	見積額、積算内訳は妥当か。
	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

##### (3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。
- ② 審査の内容については一切公表しない。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

#### (4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第156条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。なお、採用案を必要に応じ修正する場合があるので留意すること。

#### (5) その他

- ① 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- ④ 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- ⑤ 契約書作成の要否 要
- ⑥ 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 質問の受付

(1) 本説明書の内容に関する質問等については、質問書（様式第3号）により、令和8年6月2日（火）午後4時まで、担当部局へのメールにて受け付ける。

#### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、茨城県観光誘客課ホームページ上で随時公開する。

質問に対する回答期日 令和8年6月8日（月）午後5時（予定）

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(営業戦略部観光誘客課扱い)

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付で公告された令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
(営業戦略部観光誘客課扱い)

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

茨城県が実施する令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務委託の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

送付先 茨城県観光誘客課 国内誘客グループ メール kokusaikankol@pref.ibaraki.lg.jp

## 質問書

事業名：令和8年度いばらきの魅力発信事業【ペットツーリズムを活用した魅力発信】実施業務委託

商号又は名称：

担当者名：

連絡先：(電話)

(メール)

質問内容